

別表（第3条、第8条関係）

区分	補助対象経費	補 助 率	事業実施主体
1 産地競争力の強化			
(1)産地収益力の強化に向けた総合的推進	以下の事業に要する経費 ア 耕種作物小規模土地基盤整備 (ア)ほ場整備 (イ)園地改良 (ウ)優良品種系統等への改植・高接 (エ)暗きょ施工 (オ)土壌土層改良 イ 飼料作物作付及び家畜放牧等条件整備 (ア)飼料作物作付条件整備 (イ)放牧利用条件整備 (ウ)水田飼料作物作付条件整備 ウ 耕種作物産地基幹施設整備 (ア)育苗施設 (イ)乾燥調製施設 (ウ)穀類乾燥調製貯蔵施設 (エ)農産物処理加工施設 (オ)集出荷貯蔵施設 (カ)産地管理施設 (キ)用土等供給施設 (ク)農作物被害防止施設 (ケ)生産技術高度化施設 (コ)種子種苗生産関連施設 (サ)有機物処理・利用施設 (シ)油糧作物処理加工施設 (ス)バイオディーゼル燃料製造供給施設 エ 畜産物産地基幹施設整備 (ア)畜産物処理加工施設 (イ)家畜市場 (ウ)家畜飼養管理施設 (エ)国産飼料関連施設 (オ)家畜改良増殖関連施設 (カ)畜産周辺環境影響低減施設	事業費の2分の1以内 ただし、交付等要綱の別記1に定める場合にあっては交付等要綱の別記1に定める率又は額以内とする （間接補助事業の場合を含む。） 次世代加算 補助対象経費の欄のウの(ケ)の施設のうち、次世代型ハウス※を整備する場合、次世代加算として、補助率を事業費の5分の3以内（間接補助事業の場合を含む。）とする。ただし、以下のア及びイの全てに該当する者が整備し、又は借り受ける施設に限る ア 農業経営基盤強化促進法に基づき認定された認定農業者（認定新規就農者を含む。）又は高知県青年農業士育成事業実施要綱に基づき認定された青年農業士 ※ただし認定新規就農者については、認定農業者への移行が事実と見込まれるものであること。	(1)市町村 (2)農業者の組織する団体 (3)公社 (4)土地改良区 (5)消費者団体及び市場関係者 ただし、野菜の取組を対象とした、産地管理施設の整備に限るものとする。 (6)事業協同組合連合会及び事業協同組合 (7)食品事業者 ただし、以下のアからウまでの場合に限るものとする。 ア 米粉製品、大豆製品又は茶製品の製造又は製造小売（以下「製造等」という。）を行う事業者が製品加工に必要な処理加工設備を整備する場合 イ 国内産糖及び国内産いもでん粉の製造等を行う事業者が製品加工に必要な処理加工設備、甘味資源作物及びでん粉原料用いもの種子種苗生産関連施設、育苗施設、集出荷貯蔵施設、製糖及びでん粉製造過程で排出される未利用資源の堆肥化等に必要な有機物処理・利用施設を整備する場合 ウ 国内産糖及び国内産いもでん粉の製造等を行う事業者が病害虫まん延防止対策の取組を行う場合 (8)民間事業者 (9)中間事業者 ただし、国産原材料サブ

	(キ) 畜産副産物肥飼料利用施設 オ 農業廃棄物処理施設整備	イ 第4条の規定により交付申請する年度の4月1日現在において45歳未満の者（法人の場合は代表者） ※次世代型ハウスとは、以下のアからウまでの全ての条件を満たすもの ア 軒高2.5m以上 イ 耐風速 35m/s 以上 （事業対象作物について、ハウスの被覆期間中における過去の最大瞬間風速に基づき、50m/s 未満とすることが妥当であると判断される場合においては当該風速とすることができる。ただし、当該風速が 35m/s を下回る場合においては 35m/s を下限とする。また、ハウスが風害を受けないよう保守点検をするなど適切に管理すること。） ウ 環境制御装置を標準整備	ライチェーン構築の取組を対象とした乾燥調製施設、穀類乾燥調製貯蔵施設、農産物処理加工施設、集出荷貯蔵施設、産地管理施設、種子種苗生産関連施設及び畜産物処理加工施設の整備に限るものとする。 (10) 流通業者 果樹及び野菜の取組を対象とした集出荷貯蔵施設の整備に限るものとする。 (11) 公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人及び一般財団法人 ただし、畜産物処理加工施設のうち産地食肉センター、食鳥処理施設及び鶏卵処理施設並びに家畜市場の整備に限るものとする。 (12) 特認団体 (13) コンソーシアム
--	--	--	---

(2)産地合理化の促進	以下の事業に要する経費 ア 穀類乾燥調製貯蔵施設等再編整備 イ 集出荷貯蔵施設等再編利用 ウ 農産物処理加工施設等再編利用 エ 食肉等流通体制再編整備 オ 国内産糖・国内産いもでん粉工場再編合理化 カ 乳業再編等整備 (ア)効率的乳業施設整備 (イ)集送乳合理化推進整備 (ウ)需給調整拠点施設整備	事業費の2分の1以内 ただし、補助対象経費欄のオ及びカの整備の場合は、事業費の3分の1以内、交付等要綱の別記1に定める場合にあつては、交付等要綱の別記1に定める率又は額以内とする （間接補助事業の場合を含む。）	(1)市町村 ただし、補助対象経費欄のアからオまでの事業に限る。 (2)農業者の組織する団体 (3)公社 (4)土地改良区 ただし、補助対象経費欄のアの事業に限る。 (5)食品事業者 ただし、補助対象経費欄のオの事業に限る。 (6)特認団体 ただし、補助対象経費欄のアからエまでの事業に限る。 (7)公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人及び一般財団法人 ただし、補助対象経費欄のエの事業に限る。 (8)事業協同組合連合会及び事業協同組合 (9)農業者の組織する団体が株主となっている株式会社（独立行政法人農畜産業振興機構法施行規則第2条の規定に基づき、農林水産大臣が定める基準（平成15年10月1日農林水産省告示第1538号）第2号に規定する基準に適合するものに限る。） ただし、補助対象経費欄のカの(ア)の事業に限る。 (10)乳業再編等協議会 ただし、補助対象経費欄のカの(ア)の事業に限る。 (11)コンソーシアム 補助対象経費欄のカの(イ)の事業実施主体は、畜産経営の安定に関する法律（昭和36年法律第183号）第10条に規定する指定事業者とする。
--------------------	---	--	---

	(3) 特別承認事業	高知県産業振興推進総合支援事業費補助金の交付要綱に定める特別承認事業の採択を受けた事業に要する経費	3分の2以内（間接補助事業の場合を含む。）	「(1)産地収益力の強化に向けた総合的推進」又は「(2)産地合理化の促進」の事業実施主体に準じる。
2	みどりの食料システム戦略の推進	以下の事業に要する経費 ア 耕種作物小規模土地基盤整備 （ア）ほ場整備 （イ）園地改良 （ウ）優良品種系統等への改植・高接 （エ）暗きょ施工 （オ）土壌土層改良 イ 飼料作物作付及び家畜放牧等条件整備 （ア）飼料作物作付条件整備 （イ）放牧利用条件整備 （ウ）水田飼料作物作付条件整備 ウ 耕種作物産地基幹施設整備 （ア）育苗施設 （イ）乾燥調製施設 （ウ）穀類乾燥調製貯蔵施設 （エ）農産物処理加工施設 （オ）集出荷貯蔵施設 （カ）産地管理施設 （キ）用土等供給施設 （ク）農作物被害防止施設 （ケ）生産技術高度化施設 （コ）種子種苗生産関連施設 （サ）有機物処理・利用施設 （シ）油糧作物処理加工施設 （ス）バイオディーゼル燃料製造供給施設 エ 畜産物産地基幹施設整備 （ア）畜産物処理加工施設 （イ）家畜市場 （ウ）家畜飼養管理施設 （エ）国産飼料関連施設 （オ）家畜改良増殖関連施設 （カ）畜産周辺環境影響低	事業費の2分の1以内 次世代加算（区分1の（1）の補助率の欄の「次世代加算」を準用する）	(1)市町村 (2)農業者の組織する団体 (3)公社 (4)土地改良区 (5)消費者団体及び市場関係者 ただし、野菜の取組を対象とした、産地管理施設の整備に限るものとする。 (6)事業協同組合連合会及び事業協同組合 (7)食品事業者者（区分1の（1）の事業実施主体の欄の（7）を準用する） (8)民間事業者 (9)中間事業者（区分1の（1）の事業実施主体の欄の（9）を準用する） (10)流通業者（区分1の（1）の事業実施主体の欄の（10）を準用する） (11)公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人及び一般財団法人（区分1の（1）の事業実施主体の欄の（11）を準用する） (12)特認団体 (13)コンソーシアム

	減施設 (キ) 畜産副産物肥飼料利用施設 オ 農業廃棄物処理施設整備		
3 産地における戦略的な人材育成の推進	以下の事業に要する経費 ア 耕種作物小規模土地基盤整備 (ア) ほ場整備 (イ) 園地改良 (ウ) 優良品種系統等への改植・高接 (エ) 暗きょ施工 (オ) 土壌土層改良 イ 飼料作物作付及び家畜放牧等条件整備 (ア) 飼料作物作付条件整備 (イ) 放牧利用条件整備 (ウ) 水田飼料作物作付条件整備 ウ 耕種作物産地基幹施設整備 (ア) 育苗施設 (イ) 乾燥調製施設 (ウ) 穀類乾燥調製貯蔵施設 (エ) 農産物処理加工施設 (オ) 集出荷貯蔵施設 (カ) 産地管理施設 (キ) 用土等供給施設 (ク) 農作物被害防止施設 (ケ) 生産技術高度化施設 (コ) 種子種苗生産関連施設 (サ) 有機物処理・利用施設 (シ) 油糧作物処理加工施設 (ス) バイオディーゼル燃料製造供給施設 エ 畜産物産地基幹施設整備 (ア) 畜産物処理加工施設 (イ) 家畜市場 (ウ) 家畜飼養管理施設 (エ) 国産飼料関連施設 (オ) 家畜改良増殖関連施設 (カ) 畜産周辺環境影響低減施設	事業費の2分の1以内 次世代加算（区分1の（1）の補助率の欄の「次世代加算」を準用する）	(1)市町村 (2)農業者の組織する団体 (3)公社 (4)土地改良区 (5)消費者団体及び市場関係者 ただし、野菜の取組を対象とした、産地管理施設の整備に限るものとする。 (6)事業協同組合連合会及び事業協同組合 (7)食品事業者者（区分1の（1）の事業実施主体の欄の（7）を準用する） (8)民間事業者 (9)中間事業者（区分1の（1）の事業実施主体の欄の（9）を準用する） (10)流通業者（区分1の（1）の事業実施主体の欄の（10）を準用する） (11)公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人及び一般財団法人（区分1の（1）の事業実施主体の欄の（11）を準用する） (12)特認団体 (13)コンソーシアム

	(キ) 畜産副産物肥飼料利用施設 オ 農業廃棄物処理施設整備		
4 附帯事務費	区分 1 から 4 に係る事業の実施に関し、指導監督等を行うのに要する経費	2 分の 1 以内	市町村